

名古屋市重症心身障害児者施設における適切な意思決定支援に関する指針

1 基本方針

当施設では、多職種から構成される医療・ケアチームが、利用者本人にとってその人らしい最期を迎えられるよう、利用者・ご家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本とし、ご家族等の思いを尊重した医療・ケアを提供することに努めます。

2 「人生の最終段階」の定義

- (1) がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3カ月と予測が出来る場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰など数カ月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、利用者本人の状態を踏まえて、多職種で構成される医療・ケアチームにて判断します。

3 人生の最終段階における医療・ケアの支援決定

(1) 利用者本人の意思の確認ができる場合

ア 方針の決定は、利用者本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要です。そのうえで、できるだけ平易な言葉で話しかけ、利用者本人の意思表示を確認したり、意思をくみ取ったりすることを、丁寧に、複数回行います。そのようにして得られた利用者本人の意思を基本に、多職種から構成される医療・ケアチームとご家族等が協力して、方針の決定を行います。

イ 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて利用者本人の意思が変化することがあるため、医療・ケアチームは、注意深く観察し、話しかけを繰り返して、意思表示の確認や意思のくみ取りを続けます。利用者本人が自らの意思を伝えられなくなった場合には、ご家族等の思いを尊重して、方針を決定します。

(2) 利用者本人の意思の確認ができない場合

利用者本人にとって何が最善であるかについて、ご家族等の意思を尊重し、ご家族等と医療・ケアチームが十分に話し合い、慎重に検討して、方針の決定を行います。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返します。

(3) ご家族等の協力が得られない、身寄りのない利用者の場合

利用者本人の意思確認の可否や、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、成年後見人、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、利用者本人の意思を尊重しつつ最善の方針をとることを基本とします。

(4) 複数の専門家からなる話し合いの場の設定

心身の状態等により、医療・ケアチームの中で方針の決定が困難な場合、利用者本人・ご家族と医療・ケアチームの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合、ご家族等の中で意見がまとまらない場合等については、第三者を含めた話し合いの場を別途設定し、方針等についての検討および助言を行うことが必要です。専門家に助言を求めることも可能とします。

(5) 話し合った決定内容は、その都度、わかりやすく記録します。

4 参考資料

- ・ 人生の最終段階における医療・ケア決定プロセスにおけるガイドライン（2018）厚生労働省
- ・ 身寄りがない人の入院および医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（2019）厚生労働省

（附則）

本指針は令和7年4月1日から施行する。